

令和6年 第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 令和6年3月27日
午前10時00分
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 蔭 山 順 子
副議長 高 島 久美子

会議に出席した議員（10名）

1 番議員 近 藤 昭 文	2 番議員 高 島 久美子
3 番議員 柳 川 真 一	4 番議員 小 野 章 二
5 番議員 生 田 進 三	6 番議員 谷 口 博 文
7 番議員 木 場 徹	8 番議員 大 江 幸 司
9 番議員 蔭 山 順 子	10 番議員 廣 内 孝 次

会議に欠席した議員（0名）

管 理 者	洲 本 市 長	上 崎 勝 規
副 管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
会 計 管 理 者	洲 本 市 会 計 管 理 者	郡 智 代
事 務 局 長	洲 本 市 市 民 生 活 部 長	中 田 博 文
事 務 局 次 長	南 あ わ じ 市 環 境 課 長	堀 祥 夫
施 設 長		山 田 孝 文

事務局長 失礼いたします。皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。それでは蔭山順子議長よろしく願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。昨日の荒れたお天気と打って変わって今日は朝から非常に柔らかな春の日差しが注いでおります。少しずつ春の訪れを感じる本日でございますが、本日は洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが、議員各位におかれましては慎重にご審査いただき、適切妥当な結論を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。それでは管理者の挨拶を伺うことといたします。管理者よろしく願いいたします。

管理者 はい、議長。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。令和6年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙にかかわらず、ご参集いただき感謝申し上げます。さて本日ご提案を申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げましたように、条例案件が3件と令和5年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計予算、退職手当組合理約変更などでございます。何卒慎重かつ適切にご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。本日は、洲本市議会での組合議会選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をいたします。洲本市議員より紹介をいたします。近藤昭文議員、高島久美子議員、柳川真一議員、小野章二議員、生田進三議員、続きまして南あわじ市議会議員を紹介いたします。谷口博文議員、木場徹議員、大江幸司議員、廣内孝次議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者 洲本市長 上崎勝規さん、副管理者 南あわじ市長 守本憲弘さん、会計管理者 洲本市会計管理者 郡智代さん、事務局長 洲本市市民生活部長兼生活環境課長 中田博文さん、事務局次長 南あわじ市環境課長 堀祥夫さん、施設長 山田孝文さん、事務局職員 古川剛康さん、同じく事務局職員 森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只

今から令和6年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長 はい、議長。報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席10名であります。当組合の議員定数は10名であり、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。

議長 只今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 はい、議長。

議長 はい、堀事務局次長。

事務局次長 失礼します。それでは朗読いたします。

令和6年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程
令和6年3月27日

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第5 議案第2号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第4号 令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第5号 令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について

日程第8 議案第6号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

以上でございます。

議 長 それでは只今から議事に入りたいと思いますが、洲本市議員の選挙により副議長が空席の為、この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。只今追加日程を配布させます。

(追加日程配布)

議 長 配布漏れはございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長 はい、議長。

議 長 はい、堀事務局次長。

事務局次長 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程
令和6年3月27日
追加日程第1 選挙第1号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長
の選挙について
以上でございます。

議 長 朗読が終わりました。追加日程第1選挙第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙について、お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決し

ました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に高島久美子議員を指名いたします。お諮りいたします。只今議長において指名いたしました高島議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました高島議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました高島議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことにいたします。

副 議 長 はい、失礼いたします。ここに皆様方のご推薦を受けました上は、一身を挺してそのご厚意に報いる所存でございますとともに、その任務の重大さを痛感するものでございます。皆様方のご支援をいただきまして、その職務を全うしたいと願っております。どうか今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、ひとえにお願いいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願っております。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第1 議席の指定について議席は組合議会会議規則第3条の規定により議長において指名いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。次に、日程第2会議録署名議員の指名をいたします。1番近藤昭文議員、6番谷口博文議員。この両名を指名いたします。続いて日程第3会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日1日と決定いたしました。それでは議案の審議に入ります。日程第4議案第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎管理者。

管 理 者 議案第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、事務局から説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 はい、中田事務局長。

事 務 局 長 それでは議案第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は給与水準の適正化を図るため昨年に引き続き給与月額の特例を定める為、所要の条例改正を行うものでございます。この内容は、令和6年4月1日から同年12月31日までの間、4級以上の級の者の給料月額を100分の1.1減ずるものでございます。尚、附則におきまして施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りましてご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 はい、説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。

議 長 はい、近藤議員。

1 番 議 員 一つお伺いします。1. 2を1. 1に下げたということで、いいことだ
と思うんですけど、去年1. 2にしましてラスパイレス対応だと言うこと
だったんですけど、去年の段階でラスパイレスはいくらに収まったのです
か。お聞きします。

議 長 はい、事務局長。

事 務 局 長 はい。昨年の100分の1. 2パーセントを削減したことによりまして
96. 8パーセントとなっております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。ほかになればこれにて質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決する
ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。
続きまして日程第5議案第2号ないし議案第3号の2件を一括議題とい
たします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎管理者。

管 理 者 議案第2号ないし議案第3号の2件につきましては、事務局の方からご
説明させていただきます。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 中田事務局長。

事務局 長

それでは、議案第2号ないし議案第3号について、説明申し上げます。

まず、議案第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本件は、令和5年の人事院勧告及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の条例改正を行うものでございます。この内容は会計年度任用職員に支給する給料を規定する行政職給料表を増額改定するとともに、勤勉手当の支給について規程の整備を行うものでございます。尚、附則におきまして施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の条例改正を行うものでございます。この内容は、育児休業中の会計年度任用職員について正規職員と同じく基準日以前6か月以内に勤務した期間がある場合において、その期間に応じて勤勉手当を支給するよう改正を行うものでございます。尚、附則におきまして施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。以上で議案第2号ないし議案第3号の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りましてご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。はい、谷口議員。

6 番 議 員

当組合会計年度任用職員の人数とパートタイム会計年度任用職員の数をお尋ねいたします。

議 長

はい、事務局。

施 設 長

当組合の会計年度の数ですけれども、10名となっております。10名がすべてパートタイムということでございます。以上です。

議 長

はい、谷口議員。

6 番 議 員

すべてパートタイム職員が10名いるということですか。

施 設 長

そういうことでございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 今賃上げの傾向にあつてよ、そういうふうなことパートタイムじゃないけんどよ、フルタイムの職員ちゅうかよ、この施設としたら必要ないということですからパートタイムでやられとるといふ、そういう理解ですか。雇用の安定から言うたらよ、パートタイムでほら望む職員の方もいてると思うねけんどよ、フルタイムで働きたいという方々もいてるんかなと私はそういうふうな思いもあんなけんどよ、そこらの職員の希望ちゅうか、そこらあれけ、経費削減いかやっぱりそういう人件費、若干今回ほら賃上げするんだらうけんどよ、下げる為にあえてパートタイムちゅうか、パートタイム言うたらあれだ。ボーナスちゅうかあんなんくれるんけ。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 パートタイムもボーナス支給対象でございます。

6 番 議 員 もう止めるけんどよ、ようはよ、パートタイムの人がよ、フルタイムで働きたいという人もいてるんじゃないかということなんよの所長よ。ほこら聞いたつてもうてよ、しっかりとした雇用を確保していただいてよ、どういう年代層か私も知らんけんど、子育てしよるような方もいてるやわからんし、やっぱりしっかりとやなそれなりに対価を払ったらなんだからやな、ほんなもんいつまでもやなパート、パート、パートいうて、10人もパートや言うてふざけた話やないと、私は思うんで、そこら今後よ、管理者しっかりとやな、職員のそういうパートの方々の要望に応じてよ、フルタイムで働きたいという人がおつたらよ、そういうふうな方向性にやっていただけの思うねけんどよ、管理者どうですか。

議 長 上崎管理者。

管 理 者 はい、谷口議員のご指摘はよく理解しているところであります。ただ昨今の働き方改革の中で、我々もそうですけども、自らパートタイムを希望

されるような方も実は増えて来るという現状もあります。ただ雇用の安定というのは非常に大事な話でありますので、今後それらについては、組織を挙げて考えてまいりたいと思います。

議 長 他に質疑はございませんか。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 一つちょっと確認したいんですけども。会計年度任用職員のこの条例改正でとるんやけども、フルタイムとパートタイムと2種類のことがうたわれとるねんけども、この差というか、フルタイムは何時間とかそういう規定はあるんですか。

議 長 はい、事務局長。

事 務 局 長 フルタイムにつきましては、正規職員と同様に7時間45分でございます。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 ほれ以外はパートタイムになるんですか。

議 長 はい、事務局長。

事 務 局 長 それより少ない場合、パートタイムということでございまして、当事務組合のパート職員につきましては、7時間30分という任用にしております。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 これは労使で話し合いで決めとるんですね。それとも一方的にあんたらパートタイムやでいうことで労使協定やっとなるんですか。

議 長 答弁。はい、中田事務局長。

事 務 局 長 うちの業務の中で、7時間30分で業務が回る中で条件として、事務局の方から条件を提示さしていただいております。それについてご理解いただいた上での任用というふうになっております。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 まあ先程、谷口議員も言うとおったとおり中にはですね、フルタイムで働きたい、また月額で会計年度任用職員で働きたいという人もおると思うんでそのへんはよく話をしして、何べんも言いますが、本人が働きたいのであれば、フルタイムもしくは会計年度任用職員で、月額でやってほしいと思うんですがどうですか。

議 長 はい、事務局長。

事 務 局 長 先程管理者の方からも発言さしていただいたように、状況を確認の上、検討してまいりたいと考えます。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 正規職員と会計年度任用職員で手当関係で違うところは、どういう手当なんでしょうか。

施 設 長 はい。

議 長 事務局施設長。

施 設 長 正規職員と現場で働いておる会計年度職員につきましては、夜勤手当、時間外そのへんは同じなんですけども、特殊勤務手当だけが会計年度職員で支払われてないということでございます。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 今夜勤言うたけど、夜勤も働かせとるんですか。パートタイムで。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 当プラントは24時間運転となっておりまして、夜勤の方もローテーションで回っておるという状況でございます。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 同一労働、同一賃金とうたわれとるねんからやで、そのへんもっとしつかりと法律に沿うように雇用の方も考えてやってほしいと思うんですけどもどうですか。

議 長 事務局答弁。事務局長。

事 務 局 長 繰り返しになりますが、状況を再度確認し検討してまいりたいと思います。

議 長 他に質疑はございませんか。他に質疑がなければ質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号ないし議案第3号の2件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第2号ないし議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして日程第6議案第4号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 議案第4号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組一般会計補正予

算（第1号）につきまして、事務局の方からご説明させていただきます。

議 長 事務局。

事務局次長 はい、議長。

議 長 堀事務局次長。

事務局次長 議案第4号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。第1条において歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1千500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6千622万円とするものでございます。まず歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き下さい。5款繰越金1項繰越金1目繰越金において、1千500万円の増額を計上しております。これは前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費において、1千500万円の増額を計上しております。この内訳としましては、施設運営整備基金への積立金でございます。次に同じく2款1項2目清掃施設費において、10節需用費で、19万5千円の減額、18節負担金補助及び交付金で、19万5千円の増額を計上しております。これは光熱水費と派遣職員人件費負担金でございます。続きまして、繰越明許費についてご説明申し上げます。4ページをお開き下さい。第2表において繰越明許費を計上しております。この内訳につきましては、2款総務費1項総務管理費2目清掃施設費14節工事請負費の中で、送風機インバーター更新工事の517万円でございます。主要な部品が工期内に調達できない為、次年度に繰り越すものでございます。以上で議案第4号の提案説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてご質疑、ご意見等はございませんか。
はい、小野議員。

4 番 議 員 すみません。P4ページですね、繰越明許費。送風機インバーター更新工事で部品等が入らなかったということで工事が延びたということでは

ございますけれど、これの用途はどういう状況なんでしょうか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 この送風機インバーター更新工事の主要部品であるインバーターが半導体の関係で入らなかったということで、用途につきましては、9月頃の状況でございます。

議長 はい、小野議員。

4番議員 最近、部材の値上がりとかあるいはそういうことも考えられるので、新しく購入する場合にその購入価格が上がるとかということについては、そのへんいかがですか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 あのこの工事につきましては、令和5年度の10月に入札終わりました、契約しております。契約変更で期間伸ばしておりますので、契約金額は同じく価格も同じで工事終わるということでございます。

4番議員 はい、結構です。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。他になければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第4号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。賛成多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事

務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎管理者。

管 理 者 議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきまして事務局から説明いたします。

議 長 事務局。

事 務 局 次 長 はい、議長。

議 長 はい、堀事務局次長。

事 務 局 次 長 議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について説明申し上げます。予算書の1ページをお開き下さい。第1条では歳入歳出予算の総額を4億4千603万7千円と定めております。第2条では地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度、方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によると定めております。第3条では地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1千万円と定めております。

まず、歳出についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き下さい。1款議会費1項議会費1目議会費40万4千円でございますが、この内訳といたしまして、1節報酬35万4千円、9節交際費1万円、10節需用費2万6千円、11節役務費1万4千円となっております。次に12ページ、13ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3千354万3千円でございますが、この内訳といたしまして、1節報酬445万円、2節給料1千79万5千円、3節職員手当等676万7千円、4節共済費446万6千円、以上合計2千647万8千円につきましては、管理者、副管理者及び会計年度任用職員2名への報酬、正規職員3名の人件費となっております。8節旅費21万9千円、9節交際費1万円、10節需用費29万円、11節役務費108万7千円となっております。次に、14ページ、15ページをお開き下さい。12節委託料38万1千円、13節使用料及び賃借料29万1千円、17節備品購入

費20万円、18節負担金補助及び交付金358万7千円につきましては、退職手当組合にかかる負担金等となっております。26節公課費100万円は、公害防止法に基づく汚染負荷量賦課金でございます。次に、同じく2款1項2目清掃施設費3億8千638万8千円でございますが、この内訳といたしまして、1節報酬1千843万3千円、2節給料1千396万8千円、3節職員手当等2千62万6千円、4節共済費939万1千円、以上合計6千241万8千円につきましては、会計年度任用職員8名への報酬、正規職員4名の人件費となっております。次に16ページ、17ページをお開き下さい。8節旅費71万5千円、10節需用費1億817万3千円につきましては、焼却炉内の消耗品費、光熱水費、薬品費などとなっております。11節役務費25万3千円、12節委託料6千354万7千円は、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料などとなっております。13節使用料及び賃借料79万2千円、14節工事請負費1億2千300万円につきましては、焼却炉、バクフィルターなどの施設補修の為の工事費でございます。18ページ、19ページをお開き下さい。15節原材料費20万円、18節負担金補助及び交付金2千723万円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、派遣職員人件費負担金などとなっております。26節公課費6万円でございます。次に20ページ、21ページをお開き下さい。同じく2款2項監査委員費1目監査委員費1万5千円でございますが、この内訳といたしまして、1節報酬1万円、10節需用費5千円でございます。次に、3款公債費1項公債費1目元金2千222万8千円は、一般廃棄物処理事業債に係る償還元金でございます。次に、同じく3款1項2目利子315万9千円は、一般廃棄物処理事業債に係る償還利子でございます。次に、4款予備費1目予備費1目予備費30万円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き下さい。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金2億1千792万4千円については、構成市の組合運営費分担金となっております。次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目ごみ焼却手数料1億4千300万円につきましては、ごみ焼却手数料となっております。次に、3款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金、並びに次の5款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、それぞれ単位収入として1千円を計上しております。次に8ページ、9ページをお開き下さい。6款諸収入1項受託事業収入1目ごみ焼却処理受託事業収入300万円は、淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣の焼却処理受託事業収入でございます。次に、同じく6款2項組合預金利子1目組合預金利子につきましては、単位収入と

して1千円を計上しております。次に、同じく6款3項雑入1目雑入111万円につきましては、洗車場管理に係る費用等となっております。次に7款組合債1項組合債1目組合債8千100万円でございます。なお、22ページには地方債の現在高に関する調書、更に23ページないし25ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照ください。以上で、議案第5号の説明を終わります。何とぞ慎重にご審議を賜り、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長 只今説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。

議 長 はい、小野議員。

4 番 議 員 はい、あの歳出について2点お伺いしたいと思います。まず1つは15ページの公用車リース料ですか、これは何台に相当するのかまずお伺いたします。

施 設 長 はい。

議 長 事務局施設長。

施 設 長 この13の使用料及び賃借料につきましては、1台の乗用車。これのリース料になっております。

議 長 はい、小野議員。

4 番 議 員 次に、17ページのですね、需用費で光熱水費。昨今光熱費等が高騰しておる訳なんですけれども、前年度に比べて高騰率、物価高騰というか高騰率というかどの程度のパーセントを見込んでおられての予算なんですか。

施 設 長 はい。

議 長 事務局施設長。

施 設 長 この17ページの需用費の光熱水費ですけれども、これのほとんどを占

めるのが高圧電力でございます。高圧電力につきましては、令和4年度に
どんだん燃料調整費の具合で値上がりありまして、月額430万
円ぐらいだったものが660万円ぐらいまで上昇しております。その令和
5年度につきましても、どれだけ上がるのかいうところで、関電の方に見
積依頼したんですけれども、関電の方も令和5年度時点で見積は出せる状
況でないということで、令和5年度の予算につきましては、660万円の
12か月ということで、予算計上しております。それが令和5年度で7千
920万円ですか。やっておったんですけれども、国の政策で電気料金の
抑制が入りまして、再エネ賦課金が落ちたということで実際問題令和5年
度は平均で450万円ぐらいだったんです。ということで令和6年度の予
算につきましても、450万円の1割程度みまして495万円掛ける12
か月ということで、今回計上させていただいております。

議 長 はい、小野議員。

4 番 議 員 今お答えいただきましたように、今春闘も相当な過去にない賃上げもや
ってます。当然のことながら物価に跳ね返ってくる可能性がありますので、
そのへんをよく注視しながらですね、マネージメントして頂きたいなとこ
う思います。以上です。

議 長 ご答弁よろしいですか。

4 番 議 員 はい、結構です。

議 長 はい。他に質疑はございませんか。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 私、職員の給料に関してお尋ねする訳ですが、この24ページやけど。
毎年のように3級の職員、例年同等の人数計上されとる訳ですがよ、この
昇級に関する当組合のよ、号給は毎年上がると私は理解しとんねけん
どよ、昇級に関する当組合。3級から4級への昇級に関する基準ちゅうか
よ、そのへんはどのようなことで昇級基準を設けておられるんかお尋ねし
ます。

施設長 はい。

議長 事務局施設長。

施設長 はい。昇級基準につきましては、大卒、短大卒、高卒とあるんですけれども、高卒基準でいきますと1級から2級になるのに8年、2級から3級になるのに4年、合計12年ですね。3級から4級になるのに4年、合計の16年というふうなかたちになっております。

議長 谷口議員。

6番議員 勤務実績ちゅうかよ、勤務経験年数だけでなしによ、例えばよ、こういう施設だったらよ、いろんな特殊な資格ちゅうかよ、例えばよ、危険物の取扱であったり、玉掛であったりクレーンとかいろいろ作業するときによ、そういう資格を取得しとる専門的な私はそういう方々がよ、この技術職の方にはいてると思うんやね。ただ単に年功だけで8年、4年、4年でよ、ある程度昇級というのが上がっていった段階で、昇級しとんのでなしにね、やはりよ、こういう施設にはそういうふうな国家資格いうかよ、資格を取得したような方々がよ、当然よ、今後運営していただくんやし、広域ごみ処理施設できた段階でもよ、やはり売電であったりよ、電気関係のそういうふうな資格を持つとるとかよ、そういうやつを採用していただいた上でよ、しっかりとした運営をやって頂きたい思うねけんども、ここら例えばよ、3級2人4人いうて、いつもなんや年数でほんだ。勤務年数が若い若年層の方がよ、働きかけて12年ぐらいの方が3級におるということはよ、まさに子育てでよ、一番おまえ、まあいうたら試験ちゅうかよ、そういう資格を取得したときによ、昇級さしたるとかというような方法ちゅうのは無いの。明らかに経験ちゅうかよ、勤務経験の年数だけでよ、昇級さっしょんの。4級から5級も、ほんだらもう4年働いたら5級にしたるとかほんなんけ。やっぱり職責ちゅうかよ、そういう職責を持たすことによって私は昇級さっしょるかいな思ったらよ、まったく違うんですか。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 1級から4級までは、経過年数ということで動いとるですけれども、5級6級につきましては、その資格とかの取得であるとか能力の達成度であ

りますとかそのへんを加味しまして、年数ではなく任用というかたちで判断して上げるというふうな運用でございます。

6 番 議 員 はい。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 役職ういかよ、やはりそういうふうな夜間のときでもよ、そういうふうなこの施設を運用する時に責任者のなもんよ。ここの役職ちゅうのはよ、例えば役職だったらよ、事務員から主事や主査じゃ、係長じゃ、課長じゃいうて役職ちゅうてあんだ。役職が人を育ててこの施設のよ、しっかりとした。夜間だったらあんたらおれへんだあの。夜間のよ、そういうふうな時に対応できる職責の、役職の上位の方ちゅうのは、私はいてるんでないんかなと思うんですわ。ほうだったら、誰が管理監督するわけよ。これおまえ見とったらよ、技術職いうたってこれ、みんな誰も3級ばっかして、同等のレベルだったらよ、誰がそういうふうな夜間のよ、施設のよ、指揮権ちゅうかよ、そのあたりどないしょんのよ。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 各班には4人4班16人というかたちで、ローテーション組んでおるんですけれども、各班に正規職員の班長というかたちで、この班の中の班長というかたちで責任者のなところで運用しております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 結局パートタイムに繋がってくるわけや。実際の話がよ。4交代でよ、正規職員がその時の班長やいうことでよ、あとは安いパートのやつで、7時間30分か知らんけどよ、夜間もさっしよる訳でしょ。その方々の最高給料見たって20万円ほこらしかあれへんで一か。私はそれを言いたいよ。実際よ、技術職員3級の方4人いてますわな。その人らにはどうい

う役職をつけとるの。班長いうだけか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 その班を取りまとめする班長という形で、お願いしております。

6番議員 はい。

議長 はい、谷口議員。

6番議員 ほんでよ、結局よ、あと10人ほどパートタイム職員いうやつが先程の時言うとったわなあ。夜間ちゅうのは、班長以下パートタイムの人、何人でこの施設の24時間稼働さっしょんのですか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 はい、夜間につきましては、正規職員2名と会計年度2名、4名で運転しております。

6番議員 はい。

議長 はい、谷口議員。

6番議員 休みもあんだ。いや4人しかおらへんでえかな、この技能。一般行政いう人がよ、事務のほうで私は仕事しとると思うのよね、事務所の方で。この技能労務職いう方は、当組合4名になつとるかなあ。24時間いうことで、8時間にしたってよ3班やけど、休みも入れらんなんさかいよ、この4人で班長1人だったら、僕頭悪いさかいよ、聞くねけんどもよ、今2名2名いうたらどういふふうな勤務体制を組んどんのよ。

施設長 はい。

議長 長 はい、事務局施設長。

施設長 長 ここに書いております2名ですけれども、南あわじ市から3名派遣職員をお願いしております、それと合わせて7名というかたちで、正規職員あたりでやっております。4人4班16人と言うたんですけれども、実際1つの班は日勤班がありまして、3班4名で12名で、日勤、準夜勤、夜勤というふうなかたちで回っております。その日勤、準夜勤、夜勤につきましては、正規職員2名、会計年度2名というかたちでローテーションで組んでおります。

6番議員 はい、議長。

議長 長 はい、谷口議員。

6番議員 会計年度いうたってよ、パートの会計年度だ。そうでしょ。その人やったらよ、特殊勤務手当もよ、夜勤手当ちゅうか、なんや支給してないって言うとしたでえか。夜勤の勤務しよる人にはよ、パートの人がよ、仕事しとってよ、そういうふうな特殊勤務手当ちゅうかよ、危険物手当いうたかなんや言うたか忘れたけどよ、そのへんはどないしょんのよ。同じように夜勤、勤務さしてやで、正規のこの職員だけ班長にさしといよ、パートの人が仕事しよったってよ、主にほのパートの人らがやらなんたらこれやられへんいうことでえか、実際の話がよ。正規職員が4人で、技術よ。南あわじ市が3人出向してここから給料打ってくれよるわ。あとの10名でよ、回しよるのによ、その方々のパート、パート、パート言うてよ、その人らほんまにパートで夜勤いうのがよ、おかしいんじゃないかと私は思うんよ。夜勤さしてえらいめさしてやで、パートで、パートやったら時給か。ちょっと聞いて。

議長 長 はい、執行部答弁。

施設長 長 はい。

議長 長 はい、施設長。

施設長 会計年度のパート職員につきましても、当然ながらその夜勤手当はついております。それは、労働基準法の方で決まっておりますので。会計年度

職員については、月給で対応しております。

6 番 議 員 はい。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 月給で対応しとうけんども、さっきの賃金のやつみよったら、ほんなその人らのパートの人よ、月給ちゅうのはいくら出しとるのよ。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 経験年数ありますので、16万7、8千円から15万7、8千円のそのあたりでございます。

議 長 谷口議員。

6 番 議 員 今よ、こないして賃上げ賃上げ言うとしてよ、その方々も生活かかっとる思うんよ、同じようによ、パートで15万円や16万円だよ、号給は上がっていきよると思うねん。ほんなええかげんなちゅうかよ、雇用が不安定な状況で働かしてよ、15万や16万のやつよ、夜勤さしてよ、号給上がいよるだろうけど、最高給料みよたって、20万のうえしれとるでえか。ほんなんで生活できるかという話をしょんねん。ほの人ら夜勤したい人がよ、フルタイムで働きたいちゃうんけ、実際の話が。夜勤やいうたらなかなか人が寝よる間に仕事しよかいうたら大変なこっちゃで。ほれをよ、パートタイムで勤務さすいう自身がよ、労働のよ、劣悪な環境で、私はこの施設の運営しよるといような思いがあつてよ、今回そういうこと質問さしてもらいよるねんけどよ、その方々の不満ちゅうのは聞いとれへんのけ。あなた方は。

議 長 答弁。事務局長。

事 務 局 長 職員からの直接の不満というかたちではないんですが、議員おっしゃられるように勤務の状況を確認しながら今後検討してまいりたいと思います。

6 番 議 員 議長。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 あのな、あなた方に言われへんねん。言われた次の年から契約の解除でえか。早い話が。そうでしょ。そういう声が我々のとこ聞こえてくるわけですわ。あなた方に不満言うたらよ、来年から来んでええわ言うたら終わりや。だからよ、我々の耳にもそういう声が聞いてくるさかい言うとするだけの話。そこらよ、やはり、それなりによ、しっかりとした勤務形態とっていただいた段階でよ、それなりの対価に見合うよ、労働時間ちゅうかよ、そこら対価に見合う給料打ったるぐらいの予算編成したらええと私は思うんよ。でないと不安定雇用でよ、あんたらに文句言うたら、あんたら来年から首ですよ言われたら文句言われへんねや。そういう状況で勤務さっしよるという認識は持って頂きたいと思うんや。山田所長。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 はい。会計年度職員につきましては今年度から勤勉手当というかたちで処遇改善。それと人勧によりますベースアップでありますとか、ルール の範囲内。自分も思いとしては、処遇改善十二分にやったらええと思うん ですけれども、何分そのルールがございまして、ルール の範囲内では最大限の運用ということでございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

6 番 議 員 ルールの範囲内言うけんども、改正前と改正後給与見よったって、70号もうたってよ、パート人だったらよ、23万9千400円しかくれへんわけだ。このパートの職員の給料。70号いうたら何年勤めらんなんか私知らんけどよ、勤務のやつで見とってほんま16万とか安い給料で、ほらコストカットちゅうかよ、かわいそうによ、ほんまによ、やっぱりこういうふうなコストカットで人件費でよ、切りつめてよ、この施設を運用してよ、市民の生活の為によ、ごみ処理施設としてよ、しっかりと稼働さして

いただっきよる方々によ、ほんなおまえ外国人雇とるような単価で雇てよ、そんなんでほら恥ずかしいと私思うわけですわ。今からこれごみの広域化になってきてよ、全島で一発でやる言うよる段階でよ、パートパートいうて会計年度ばっかし雇てよ、そんなん全部正規の職員雇たれと私は思うねけんども。そこらあなた方では無理やさかい、管理者、副管理者に聞かなしゃない。早い話が。

議 長 はい、副管理者。

副 管 理 者 はい、議長。いくつかのお話あったと思いますが、まずですよ、今時点でそのなんか文句を言うたらですね、さよならというような状況にあるかと言うと、まったくそういう状況には無い。むしろ人を新たに雇うというのが非常に難しいという現状にあります。そういう中で一応給与水準というのはですよ、これは別にここを特に冷遇しているわけではなくて、この近隣の公共団体の中ではほぼ一律という状況にあります。そういう中で働いて頂いているということですけども、もしも今議員がおっしゃたように、現実強いこう不満があるというようなことであればですね、それはまたお伺いして。ただできることは、等級を変えるということは基本できません。できないので先ほどおっしゃたようなフルなのかパートなのかと、そういうようなところについては、考慮できるかもしれませんので、いろいろな運用の中でどれだけのことができるかちゅうのは、これからよく調べて対応していきたいというふうには思いますけども、その給与水準そのものを変えるのは非常に難しいということは申し上げておきます。

議 長 谷口議員。

6 番 議 員 あんな市長。雇とるほうと雇われとるほうよ。雇われとるほうはよ、文句ちゅうのは雇用主に言われへんねん。実際の話がよ。雇われたら明日からこんでええちゅうて言われたらほんで終わりですわ。ほんなことない言うけんども。その方々がよ、パートで10人でね、フルで働かしたたらよ、しっかりした社会保障とかパートでもいけんのだろうけんども、そういうふうにしたってほしいというだけの話よ。雇用の安定した雇用形態。ずっと1年更新でやっていっきよんだ。実際パートいうたって、夜勤しよる人が。それなりのやっばりこの施設の技術的なこと、いろんな今までの運転する時によ、1から経験積んどるさかいよ、その方々でやっていっきよるの現状で一か。ほやからしっかりとした会計年度でよ、希望のある

人はよ、会計年度職員としてのよ、身分保障したってほしいと。号給上げ
いって市長よったけど、こないして書いてあるもんじゃさかい、明日から
お前いきなり飛び級で10号上げたる言うたって無理な話や。ほやけど
実際よ、その人らパートで7時間40分の7時間30分の10分か20分
の違いでよ、パートタイムと会計年度任用職員だったらよ、いろんな社会
保障制度的なもん私は若干ちゃうんじゃないかという思いするんですけど、
一緒かどうかあの僕あほやからわからんけど、ほこら働らっきよる人が、
誰か希望聞いたってほしい。夜勤しよる人よ。ほの人らフルで働きたいい
うたら働かしたってくれたらええんよ。私はそない思うねけどよ。そん
だけの話よ。私が言いたいのは。市長言うとするようにいきなりよ、給料よ
ドンと上げたれ言うたって、民間企業でよ、かなりの利益あるところだっ
たらどンドン、どンドン今回のあれでもおうけ上がつるとるけどよ、ほう
いうこと働らっきよる人の気持ちもくんだってくれということなんでよ、管
理者にちょっとお伺い。うちの市長やったらあんまり前向きな答弁してく
れへん。

施設長 一言よろしいですか。

議長 長 はい、事務局施設長。

施設長 谷口議員おっしゃる思いは我々も同じでございます。夜勤も大変なんは
重々理解した中で、その一言文句言うたら首になる。それだけは誤解です。
来てもろとる人にはほんま大事にしてですね、今やっとするという認識でご
ざいます。その中で雇用状況も悪くて今来ていただいとる人大切にしなが
らですね、やっとするというのが私の本音です。その中で給料上げたれ言う思
いは同じなんですけれども、やっぱりそのルールの範囲内で動くしかない
んで、その努力の範囲内でできる限りの処遇改善というかそういうのは十
分やっていきたいと考えておるんですけど、思いは同じです。それだけご
理解頂きたいと思います。

議長 長 はい、谷口議員。

6番議員 理解しとるねん。あんたやったって言っちゃ雇われとるねん。給料ちゅ
うかよ、身分保障したらなんたら、南あわじ市でよ子育てする言うたって
金いんのよ。15万、16万で結婚もできへんがな。早い話が。結婚せん
のやったら子もできへん。ほういうこと言うとするだけで、あんた方が管

理者の方に予算要求したらええねん。2市の負担金同等にさせていただいてよ、しとんのけんどよ、もうちょいずつ上げたたらよ、ほの人らの人件費でもちょっと余分にできんだ一さかいよ。

4 番 議 員 議長。

議 長 小野議員。

6 番 議 員 答弁してもらわな。

議 長 答弁。管理者答弁。

管 理 者 今施設長並びに事務局の方から答弁さしていただきましたが、谷口議員のお考えは重々承知いたしました。やはりルールっていうのは当然あります。先程議員がおしゃったとおり、急にそれをパカッと上げるっていう、そんなできるようなものではありませんし、他の所の部分の状況も考えながら、考えていきたいと思います。

議 長 小野議員。

4 番 議 員 関連。

議 長 関連どうぞ。

4 番 議 員 今谷口議員の発言が自ずと、否が応でもそういう問題が社会的に上がってくると思います。なぜなら、今、上層部のほうで、国のね。政界、官界、労働界含めて賃上げやってますけど、そこには正規社員ではなしに、非正規社員あるいは派遣社員の方にも目を向けていくというふうな話が焦点になってきてますので、否が応でもその話が谷口さん言われはったことが下においてくるというようなことで、自ずと今すぐには、今すぐにはルールがあるわけやから、すぐにはできないと思いますけども、そういう社会の流れになっているということだけは1つ私の方から。

6 番 議 員 私もな小野さんみたいに言いたいねけんどよ、そこまであれやさかいよんだだけでよ、思いは一緒よ。思いは一緒。派遣とかそういうやつの身分でなしに、しっかりとした報酬の対価をもらえるよな仕事しょんねんから。

泊まりやいうてなかなか夜勤いうたらな、いっぺん管理者2人に夜勤さしたらええねん。私はそういうふうに思います。ほんまなかなか厳しいと思うで。

議 長 よろしいですか。答弁。柳川議員。

3 番 議 員 すみません。15ページの支出の川向地区協議会費。毎年僕もこの回も4回ぐらい来るんですけども上がってないまま5万円。これは迷惑料ちゃうか、まあそういう感じのお金だと思うんですけども、これの契約書とか町内会とは巻いてるんでしょうか。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 この協議会費につきましては、町内会費という割り当てで、家でありますと何万円とかいうかたちのその町内会費にあたりますので、それに関する契約書とかはなく、慣例で行っております。

議 長 はい。

3 番 議 員 川向地区の世帯数はどれぐらいあるんですか。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 正確でないかわからんですけど、80軒ぐらいございます。

議 長 よろしいですか。

3 番 議 員 よろしいです。

議 長 他に質疑はございませんでしょうか。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 あの17ページの委託料が、この5年度よりかなり1千300万円ぐらい増えておるんです。中身をちょっとチェックしてほしいんですけど、教えてほしいやけど、焼却灰の埋立委託料で900万、1千万円近く増えとるんやけども、これはフェニックス持っていきよるやつやと思うねけど、この度委託料が増えんねから、量が増えたということになるんやけども、これは6ページのごみ焼却手数料の関係とは関連してないんですか。こっちは前年度どおりやけど、1億4千300万円で前年度どおりの予算計上しとんねけども、これとの関連はないんですか。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 この17ページの委託料の焼却灰埋立処分委託料につきましては、トンあたりの単価が今年度上がっております。1万1千110円だったものが、1万2千870円というふうに上がっております。それと今までは、トン以下の0.1トンですね。そこは切捨てであったんですけども、これからは0.1トンまで求めていくということで、4.3トン積んで行くと4トン分の料金を払ったんですけども、4.3トン積んで行くと4.3トン分徴収すると、フェニックスの方が制度改正になっております。小数点以下の年間搬入回数と小数点以下の部分を計上しまして、今回の4千230万円ということで、897万円ですか、上昇になっております。6ページのごみ量との関係はどうかと言われたんですけども、ごみ量につきましては、1万1千トン掛ける130円ということで、計上しておるんですけども、本年度は1億5千万円ぐらい入るかなと思とるんですけども、あくまでもごみのことなんで、景気とかに左右されますので、歳入の方で前年度と同額というかたちで計上しております。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 ということは、量が増えらんけども単価が上がったということで委託料が

増えた。関連してもう1つ。4行目に灰搬出業務委託料というのが新たに470万円ほど出とるんやけども、これはなんで今年だけ計上するか。去年は出てないように思うねけど。どこのごみをどない出っしょる。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 この灰搬出業務委託料につきましては、令和4年度末に2名の体調であったり、家の都合であったりで2名の方が退職したいという申し出がありまして、令和5年度に募集をかけたんですけれども、御多分に漏れず、募集状況あんまりよくないなかで、1名はなんとか確保できたんですけれども、1名がどうしても確保できないというなかで、現場ともいろいろと相談したなかで、ローテーション回していくのが、やっぱり欠員出ると苦しいということで、灰の4トンダンプですけど、その運転業務を委託いたしまして、その分の1名足りないその4トンダンプの委託の方で賄うというところで、この灰搬出業務委託料を計上ささせていただいております。

7番議員 はい、議長。

議長 はい、木場議員。

7番議員 ということは、直営でやらんでも委託でいけるわけやね。

施設長 はい。

議長 はい、事務局施設長。

施設長 そのフェニックスについては、契約は事務組合でやるんですけれども、運転については委託で大丈夫です。

7番議員 はい、議長。

議長 はい、木場議員。

7番議員 これもやっぱり働き方改革というかね、募集しても集まらんと。給料に

関連しとんのとちやいますか。

議 長 事務局施設長。

施 設 長 はい、議員おっしゃるように私もそういう思いはあるんですけども、先程も答弁させていただいたんですけども、そういう思いは持っております。ただ我々動けるのはルールの中ということで、苦渋の選択でないですけれども、灰搬出の業務を委託したということでございます。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 これはちなみにどういう業者のかたですか。委託先は。

施 設 長 はい

議 長 はい、施設長。

施 設 長 これは、洲本市、南あわじ市両市のですね、収集の委託を受けている業者から、入札をいたしまして、現在は洲本市の環境整備組合という、その収集を受ける業者で作った組合と、委託契約を結んでおります。

7 番 議 員 はい。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 ほんなら随意契約で業者を決めていきよるのですね。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局施設長。

施 設 長 入札で南あわじ市にも、収集を委託されとる業者ありますので、入札を行ってその中で安いほうで、洲本市の委託組合ということです。

7 番 議 員 議長。

議 長 はい、木場議員。

7 番 議 員 業務に支障のないようなやり方でやね、やってほしいと思います。できたら直営でやってもらうのがええけども、公募しても集まらないということであれば業者委託もやむなし。もっと給料上げてしっかりとした仕事の内容をやね、公募したって下さい。

議 長 答弁よろしいですか。

7 番 議 員 答弁。

議 長 事務局施設長。

施 設 長 再三になりますけども、思いは同じでございます。処遇改善いろいろやっていきたい思いはあるんですけども、先程言われたようにまた人事院勧告で勧告出た暁にはすぐに対応してまいりたいと思っております。

議 長 他にございませんか。ほかになればこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。暫時休憩したいと思います。再開は11時30分といたします。暫時休憩いたします。

(暫時休憩 11:20～11:25)

議 長 それでは再開いたします。続きまして日程第8議案第6号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎管理者。

管 理 者 はい。議案第6号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、事務局から説明いたさせます。

議 長 事務局。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 はい、中田事務局長。

事 務 局 長 はい。それでは、議案第6号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第286条第1項の規定により兵庫県市町村職員退職手当組合に関し、丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う脱退及び監査委員の任期の改正に伴い、当組合の規約変更について協議すべく同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。この内容は、組合の組織する市町などから丹波少年自然の家事務組合を削除し、監査委員のうち執権を有するもののうちから選任されたものの任期を3年から4年へ変更するものでございます。尚、附則におきまして施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。以上で議案第6号の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議を賜まして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。ございませんか。ではなければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第6号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。ここで、本日追加させていただきます日程表を只今より配布させていただきます。

(追加日程配布)

議 長 配布漏れはございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。

事務局次長 はい、議長。

議 長 はい、堀事務局次長。

事務局次長 それでは朗読いたします。
令和6年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程
追加日程第2 議案第7号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員
の選任について
以上でございます。

議 長 朗読が終わりました。お諮りいたします。只今朗読いたしました日程を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって只今朗読いただきました日程を追加することに決しました。それでは追加日程第2議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎管理者。

管 理 者 追加の議案でございます。議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求め

る件につきましては、組合同規約第9条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、洲本市の監査委員に新しく就任されました、

住所 洲本市山手一丁目3番18号

氏名 中野 睦子 氏

を選任いたしたく同意を求める次第でございます。何卒、ご同意をいただけますようどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、人事に関する案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思います。本案は、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって本案はこれに同意することに決しました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ございませんので、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例議会における諸案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なる審議の賜物であり、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙とは存じますが、この上もご自愛くださいませ、当組合議会の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、副管理者の守本市長より閉会のご挨拶を伺うことにいたします。

副 管 理 者 はい、議長。

議 長 守本市長をお願いします。

副 管 理 者

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新たに高島久美子副議長がご誕生されました。また監査委員に中野睦子議員が選任されました。今後ともどうぞよろしく願いたします。本日もご提案を申し上げました諸案件につきまして、議員各位に慎重なるご審議をいただきまして、適切妥当なご決定いただきましたことを厚く御礼申し上げます。またこの議会において出されましたご意見につきましては私共も真剣に受け止めまして、可能なことを対応してまいりたいというふうに思っております。議員各位におかれましては、当事務組合の健全な運営が進められますよう引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉 会 11時35分)

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員